（議事録）
第49条　理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに理事会に出席した理事のうちから選任された議事録署名人２人以上がこれに署名押印するものとする。
２　前条第１項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

第４節　自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会

（自主規制会議）
第50条　本協会に自主規制会議を置く。
２　自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。
　会員委員４人以内
　公益委員３人
３　自主規制会議は、第44条第２項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。
４　自主規制会議は、第44条第２項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
５　自主規制会議議長は、公益理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
６　会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。
７　公益委員は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業と直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちから、理事会の決議によりこれを選任する。
８　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
９　公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、会員委員は無報酬とする。
10　自主規制会議は、第44条第２項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。
11　自主規制会議及び前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

（貸金戦略会議）
第51条　本協会に貸金戦略会議を置く。
２　貸金戦略会議の構成は、貸金戦略会議議長、会長及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。
　会員委員11人以内
３　貸金戦略会議は、第44条第４項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。
４　貸金戦略会議は、第44条第４項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
５　貸金戦略会議議長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、貸金戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
６　会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。
７　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
８　委員は無報酬とする。
９　貸金戦略会議は、第44条第４項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。
10　貸金戦略会議、前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「貸金戦略会議規則」をもって定める。

（総務委員会）
第52条　理事会に総務委員会を置く。
２　総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。
　会員委員９人以内
３　総務委員会は、次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
⑴　定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項
⑵　本協会の予算及び決算に関する事項
⑶　会費及び特別会費に関する事項
⑷　協会員の加入及び退会に関する事項
⑸　本協会の主たる財産の管理に関する事項
⑹　経理規則に関する事項
⑺　自主規制会議及び貸金戦略会議の所管に属さない事項
４　総務委員会委員長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、総務委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
５　会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者からこれを選任する。
６　委員の任期は２年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　委員は無報酬とする。
８　総務委員会は、財務部会を置くことができる。
９　総務委員会及び前項に規定する財務部会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

第５節　相談・紛争解決委員会

（相談・紛争解決委員会）
第53条　本協会に相談・紛争解決委員会を置く。
２　相談・紛争解決委員会は、法律専門家、消費者団体役員、学識経験者、経済団体の役員その他の有識者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する委員により構成する。
３　相談・紛争解決委員会の委員の数は、５名以上９名以内で理事会が定める。
４　相談・紛争解決委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、紛争解決等業務に関する規則及び紛争解決等業務に関する細則をもって定める。

第６節　試験委員会

（試験委員会）
第54条　本協会に試験委員会を置く。
２　試験委員会は、貸金業法及び内閣府令に定める試験委員の要件を備える者のうちから会長が選任し委嘱する委員により、これを構成する。
３　試験委員会は、第44条第５項の規定により委任された貸金業務取扱主任者に係る試験に関する事項を実施する。
４　試験委員会は、貸金業務取扱主任者に係る試験の公平性及び透明性を確保する観点から、試験の実施に関する理事会への報告を公表日以降に行うものとする。
５　試験委員会は、試験委員会委員の執行に関する事項及び試験委員会の構成、運営に関し必要な事項を、「試験委員会規則」をもって定める。

第７節　特別委員会及び規律委員会

（特別委員会）
第55条　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により臨時に特別委員会を置くことができる。
２　特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
３　本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により、特別委員会に専門委員会を置くことができる。
４　特別委員会及びその専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

（規律委員会）
第56条　本協会に規律委員会を置く。
２　規律委員会は、協会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べることができる。
３　規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。

第８節　監事会

（監事会）
第57条　本協会に監事会を置く。
２　監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。
３　監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

第９節　顧問

（顧問）
第58条　本協会に顧問若干名を置くことができる。
２　顧問は、毎年度理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
３　顧問は、本協会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。